

## あきた企業連携型奨学金返還助成金交付要綱

あきた企業連携型奨学金返還助成金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年 秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱及びこの要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 本助成金は、官民を挙げて大卒者等の更なる県内定着・回帰を促進するため、本県産業の新時代への挑戦に向けて飛躍を目指す企業等と連携し、県内就職する大卒者等の奨学金返還を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）大卒者等 学位（短期大学士を除く）又は称号（準学士及び専門士を除く）の取得者・授与者、職業能力開発大学校の応用課程修了者、その他知事がこれらと同程度と認める者
- （2）県が指定する奨学金 別に定める奨学金
- （3）県内企業等 県内本社企業等又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業等
- （4）県内就職 県内企業等に正規雇用されること
- （5）登録企業等 大卒者等の更なる県内定着・回帰を促進するため、本県産業の新時代への挑戦に向けて飛躍を目指す企業等として、別に定める手続きにより、県から要件を満たすことの認定を受けた企業等
- （6）申請年度 本制度の認定申請を行う年度
- （7）Aターン者 秋田県内への転入時点で通算1年以上秋田県外に居住実績（大学等での就学期間は除く。）を有する者又は県内就職決定前にAターン希望登録を行った者で、県内に転入した者

（助成対象者）

第3条 本助成金の対象となる者は、大卒者等で本制度の利用を希望し、県が指定する奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中の者であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ（3）の要件を満たし、登録企業等に正規雇用され、6年以上継続して就業する意思のある県内就職者とする。

- （1）申請年度の前年度に大学等を卒業・修了し、申請年度に県内就職した者（県内就職した企業側の都合のため、申請年度より前に県内就職している等、特別な理由があると認められる場合を含む。）
- （2）申請年度の前々年度以前に大学等を卒業・修了したAターン者で、申請年度に県内に転入し、県内就職した者（申請年度の県内就職のために、申請年度より前に県内に転入している等、特別な理由があると認められる場合を含む。）
- （3）定住の意思を持って県内に住所を有する者。ただし、秋田県内に本社機能を有する企業等に雇用された場合で、一時的に県外事業所又は事務所で就労する場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本助成金の対象者から除くものとする。

- （1）国家公務員又は地方公務員として雇用されている者。
- （2）独立行政法人、国立・公立大学法人又は地方独立行政法人等に雇用されている者。

(助成対象期間及び助成対象額)

第4条 助成対象期間は、奨学金の返還開始後に県内就職した場合は、県内就職した日の属する月から、また、県内就職後に奨学金の返還を開始した場合は、県内就職をした日の直近の奨学金返還日の属する月から、12月を単位に設定するものとし、奨学金の返還期間が2年未満の場合は12か月間、2年以上3年未満の場合は24か月間、3年以上4年未満の場合は36か月間、4年以上5年未満の場合は48か月間、5年以上6年未満の場合は60か月間、6年以上の場合は72か月間とする。

2 助成対象額は、助成対象期間内に返還する奨学金の額とする。

3 県内就職した日以降において、約定による返還開始日より前に繰上返還した場合、助成対象期間は、約定による返還開始月を起点とするものとし、繰上償還額を直近の助成対象期間に係る返還額に合算するものとする。

4 助成対象額には、約定利息を含み、遅延利息及び延滞金を含めないものとする。

5 複数の奨学金について返還を予定し又は返還している場合は、そのうちの1つのみを助成対象とする。

(助成率及び助成金額)

第5条 前条の助成率は10/10とし、助成対象額に助成率を乗じて得た額が20万円を超える場合は、助成金額を20万円とする。

2 前項において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額をもって助成金額とする。

(助成要件の特例)

第6条 第3条に規定する助成対象者が、助成対象期間内に登録企業等を退職し登録企業等以外の県内企業等に雇用された場合については、登録企業等以外の県内企業等に雇用された日の属する月を起点として、秋田県奨学金返還助成金交付要綱の適用を受けることができる。

2 前項の規定の適用を受けることができる助成対象期間は、秋田県奨学金返還助成金交付要綱で定める助成対象期間から、あきた企業連携型奨学金返還助成で交付済みの助成対象期間を減じた期間とする。

3 前項で定める助成対象期間では、その一切を秋田県奨学金返還助成金交付要綱の適用を受けることとする。

4 秋田県奨学金返還助成制度の認定者が、この要綱の適用を受けることはできない。ただし、秋田県奨学金返還助成制度の認定を受けた年度内に、雇用されている企業等が本制度の登録企業等となった場合は、登録企業等が助成の意向を示した場合に限り、雇用されている企業等が登録企業等となった日が属する月を起点として、この要綱の適用を受けることができる。

(助成対象者の認定申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、認定申請を行い、助成対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の助成対象者の認定を受けようとする者は、様式第7号に次の各号に掲げる書類を添付して、就職先の登録企業等を経由して、知事に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本

(2) 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額、返還計画、返還実績、返還残額を証明できるもの

(3) 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書(様式第8号)

(4) 最終学歴の卒業・修了年月を証明できるもの

(5) その他助成対象者の認定のため必要なもの

3 前項の規定に基づき、申請書類の提出を受けた登録企業等は、速やかに提出書類を確認し、様式第9号を添付して、知事へ提出するものとする。

(助成対象者の認定等)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成対象者と認定するときは様式第10号(その1)により、認定しないときは様式第10号(その2)により、それぞれ登録企業等を通じて、申請者に通知するものとする。ただし、認定申請時点で、秋田県奨学金返還助成金の認定を受けている者から、前条に規定する申請書を受理したときは、様式第10号(その2)により、認定しない旨を登録企業等を通じて、申請者に通知するものとする。ただし、第6条の規定に該当する場合を除く。

2 知事は、前項の規定による認定後、申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不適当と認めるときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。

3 知事は、前項による措置をとった場合は、その旨を様式第10号(その3)により、登録企業等を通じて、助成対象者の認定を受けた者に通知する。

(申請者又は認定者情報異動等の届出)

第9条 第7条に規定する申請を行った者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を様式第11号により、登録企業等を通じて、速やかに知事に届け出なければならない。第8条第1項に規定する認定を受けた後も同様とする。

(1) 個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、助成金振込予定口座)に異動が生じる場合

(2) 就職先等情報に異動が生じる場合(離職等する場合、転職する場合)

(3) 秋田県外へ転出する場合(県外事業所・事務所での勤務を命じられる場合、長期研修等による一時的転出の場合等)

(4) 助成対象奨学金について、返還猶予を受ける場合

(5) 助成対象奨学金について、返還免除を受ける場合

(6) 助成対象奨学金について、返還計画を変更する場合(繰上返還、減額返還を行う場合等)

(7) 認定申請を取り下げる場合、又は認定を辞退する場合

(8) その他届出の必要があると認められる場合

2 知事は、前項の届出に基づき情報を更新する。なお、必要な場合は第8条第1項の例により、届出の内容を反映した認定通知を届出者に送付するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、第4条第1項及び第3項に規定する助成対象期間(12月を単位に設定した期間)の翌月1日から末日までに、助成金の交付申請を行わなければならない。

2 前項の交付申請は、様式第12号に次に掲げる書類を添付し、就職先の登録企業等を経由して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 住民票抄本

(2) 奨学金の返還実績を証明できるもの

(3) 第8条第1項の認定通知の写し(ただし、第9条第2項により、内容を更新した後の通知を受けている場合は、その通知の写し)

(4) その他助成金の交付決定のため必要なもの

- 3 前項の規定に基づき、申請書類の提出を受けた登録企業等は、速やかに提出書類を確認し、様式第13号を添付して、知事へ提出するものとする。
- 4 助成金の交付を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、交付申請年度の属する2月20日まで助成金の交付申請を行うことができる。

(助成金の交付決定等)

- 第11条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を様式第14号により、登録企業等を通じて、申請者に通知するものとする。
- 2 交付決定しない決定をしたときは、様式第15号により、その旨を登録企業等を通じて、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第12条 助成金は、前条の規定に基づく額の確定後、助成金の交付申請者からの請求に基づき、請求のあった日から30日以内に交付するものとする。
- 2 前項の請求は、様式第16号を登録企業等を通じて、知事に提出して行わなければならない。

(是正のための報告等)

- 第13条 知事は、第10条に規定する申請書を受理した場合のほか、助成事業の遂行に関し必要と認めるときは、助成対象と認定した者に対し、必要な報告等を求めることができる。
- 2 知事は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(助成金の交付決定の取消及び返還命令)

- 第14条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。
- (1) 知事に提出する書類の記載事項に虚偽があるとき
  - (2) 助成金の交付決定通知書に記載の条件に違反したとき
  - (3) 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき
  - (4) その他知事が不相当と認めるとき
- 2 知事は、前項による交付決定の取消を決定した場合は、その旨を、様式第17号により、登録企業等を通じて、交付決定を受けた者に通知する。また、返還を命ずる必要がある場合は、併せて返還を命ずる。

(その他)

- 第15条 財務規則、あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## あきた企業連携型奨学金返還助成制度 登録企業等取扱要領

あきた企業連携型奨学金返還助成事業（以下「本事業」という。）における「登録企業等」の取扱いについて、次のとおり定める。

### （定義）

第1 登録企業等とは、本事業において、大卒者等の更なる県内定着・回帰を促進するため、本県産業の新時代への挑戦に向けて飛躍を目指し、県と連携して県内就職する大卒者等の奨学金返還を支援する企業等及び個人事業主（以下「企業等」という。）で、県から登録の認定を受けた企業等とする。

### （登録申請及び認定）

第2 企業等の登録については、県が企業等の登録申請を受け、審査を行うものとする。

2 対象となる企業等の要件など、必要な事項については知事が定める。ただし、あきた企業連携型奨学金返還助成金交付要綱第6条第4項の規定に該当する場合について、登録企業の募集期間の〆切りは、各登録年度における該当者の就職年度の2月20日とする。

3 県は、前項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく審査を行い、審査結果を「あきた企業連携型奨学金返還助成 登録企業等通知書」（様式第6号）（その1）又は「あきた企業連携型奨学金返還助成 登録企業等不登録通知書」（様式第6号）（その2）により通知するものとする。

第3 登録の認定を受けた企業等は、登録後に登録内容に変更が生じたときは、登録企業等内容変更申請書（様式第4号）により、また、要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、登録企業等取消申請書（様式第5号）により、速やかに県へ届出を行うものとする。

2 県は、前項の届出に基づき情報を更新する。なお、必要な場合は届出を反映した登録通知を企業等に送付するものとする。

第4 県は、企業等の登録後、申請書類に明らかな誤り又は虚偽があると認めるときは、職権により修正又は取消を行うものとする。また、修正又は取消を行ったときは、その旨を「あきた企業連携型奨学金返還助成制度 登録企業等抹消通知書」（様式第6号）（その3）により通知するものとする。

2 県は、企業等の登録後、その内容に誤り又は虚偽があると疑われる場合は、企業等に対する資料の要求又は聞き取り等、必要な措置を講じ、必要と認めるときは、前項の規定に準じた処理を行うものとする。

### （寄附等）

第5 登録の認定を受けた企業等は、助成対象者に対する奨学金返還助成の一部を負担するものとする。

1 企業等が負担する助成対象者一人あたりの金額は、助成対象者の年間返還額の10/10（千円未満切り捨て。上限額20万円）に対し、次の表の割合を乗じて得た額の少数点以下を切り捨てた金額とする。なお、助成する期間は、最大で6年間とする。

企業区分	企業等の負担割合
中小企業	1 / 3 (最大40万円)
大企業	1 / 2 (最大60万円)
特定企業	3 / 4 (最大90万円)

- 2 県は、企業等からの寄附の申込みを寄附申出書（様式第19号（その1））により受け付ける。なお、社会福祉法人については負担金申出書（様式第19号（その2））により受け付ける。
- 3 企業等は、負担する金額を、単年度ごとに県が指定する期間内に、県が発行する納付書により納入する。

#### 附則

- 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。